

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社が社会から信頼される企業であり続け、株主、顧客、従業員などに対し企業価値を高めていくことが経営の最重要課題であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取組んでおります。

当社の取締役会は、取締役8名で構成されており、監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております(2011年6月30日現在)。取締役会は、法令および定款に定められた事項、権限規程である職務責任基準表に基づき取締役会決定事項に該当する営業上、経営上の重要な案件について十分な検討の上決議するとともに、事業計画の遂行状況、技術開発計画の実施状況、財務・法務に関する重要事項などについても議論し対応等を審議しております。監査役会は監査方針と分担を定め、各監査役がそれに従い取締役会をはじめ社内の重要な会議に出席するとともに、各事業所・工場及び関係会社への往査を実施し、取締役の業務遂行を十分に監視できる体制としております。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役の「意思決定・監督機能」と執行役員の「職務遂行機能」を分離することにより、双方の機能強化、経営組織の強化を図っております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	1,858,178	7.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,808,500	6.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,113,300	4.19
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,149	3.76
豊田通商株式会社	945,000	3.56
平野殖産株式会社	893,061	3.36
株式会社横浜銀行	815,050	3.07
東京海上日動火災保険株式会社	754,735	2.84
丸紅株式会社	752,947	2.83
東北グレーンターミナル株式会社	679,700	2.56

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	15名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し必要な調査を行ない取締役の職務執行を監査しております。会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に意見交換会を開催するなど積極的に情報交換を行ない、監査の有効性、効率性を高めております。

内部監査制度につきましては、内部監査部門であります内部監査室を設置し、社長直轄の組織としております。内部監査室は専任者2名で構成されており、当社グループ全部門を対象に監査を計画的に実施し、監査結果を社長に報告しております。また会計監査人や監査役とも連携し、内部監査の有効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊藤 弘	他の会社の出身者				○	○				
松林 茂晴	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

伊藤 弘		当社の主要な仕入先の一つである豊田通商株式会社のERM部長に現在就いております。	財務等に関する豊富な知見を有しており、監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため。
松林 茂晴	○	過去、当社の主要金融機関である株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)に勤務しており、平成13年7月に同行を退職。	経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外監査役としての職務を適切に遂行することが期待されるため。 [独立役員選任理由] 当社は自己資本比率50%以上を有していることや株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入金全体が全体の20%以下であること、同行の当社株式に対する持株比率が5%以下であることから、同行が当社の意思決定に重要な影響を与えたとの認識はございません。 松林茂晴氏は、平成13年7月に同行を退職しており、同行と同氏において特別な関係はありません。なお、同氏は平成17年1月より株式会社トーエイオフリール代表取締役社長に就任しておりましたが、平成23年6月に同社を退職しており、同社と当社との間に取引関係はなく、また、当社と同氏において特別な関係はありません。以上のことから、当社は同氏の独立性が十分に確保され、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社取締役への報酬制度として業績連動型報酬制度を導入しており、業績貢献度に応じて報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	<b>更新</b>
--------------	-----------

- 平成23年3月期における取締役の年間報酬等の総額は、7名に対し138百万円です。
  - 同事業年度末現在の取締役は8名です。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無支給者が1名いるためです。
- (注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第60期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は総務人事部総務課が担当しており、重大な事項が発生した場合、速やかに総務課が各社外監査役へ連絡する体制を敷いております。  
また取締役会の連絡につきましては、会日の3日前までに招集通知および資料を送付する体制としております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 取締役会は、定時取締役会として原則毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、各種事業上、経営上の検討案

件および取締役会議案についての協議を行なう場として、社長、管理本部長、飼料本部長、事業本部長の4名で構成される経営協議会を開催し、常勤監査役も出席し意見を述べております。経営協議会は、毎月2回の定期開催のほか、必要に応じて随時開催し、機動的に対応しております。

2. 監査・監督につきましては、前述の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役関係」に記載のとおりです。
3. 取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度を決定しております。各取締役の報酬額は取締役会に、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。なお、取締役および監査役の退職慰労金については、企業業績との連動を強めた報酬体系への移行を図るため、2006年6月に廃止しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、ガバナンス体制を構築しております。

なお現状は、当社の監査役は3名のうち2名が社外監査役であり、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行なっております。

当社の監査役会は、定期的に社長との意見交換会を実施しており、取締役会以外においても社外監査役が経営トップに意見具申をする場を設け、外部的視点からの経営の監視機能を果たしております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成23年3月期は、個人投資家向け会社説明会を5回実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および本決算の決算説明会を毎年開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会資料および個人投資家向けの会社説明会資料を開催後速やかに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部を主管とする社内横断的なIRチームを編成し、投資家向け説明会に対応しております。	
その他	広報担当部署として総務人事部が窓口となり新聞・雑誌・投資家等の取材に対応しております。また、質問内容に応じて適宜関連部署と連携し適切な対応しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は、下記の通り「内部統制基本方針」について、決議しております。
- 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
社は、社憲をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を全役員およびグループ会社が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員教育等を行う。内部監査室は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。法令上疑義のある行為等について発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
  - 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程、機密文書管理規程、文書保存要領に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行う。取締役および監査役は各規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
  - 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
損失の危険の管理等に関し、危機管理担当役員を管理本部長とする。管理本部長は、リスク管理規程に従い、個々のリスク(経営戦略、業務運営、環境、災害等のリスク)の責任部署を定めると共に、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。内部監査室が各部門毎のリスク管理の状況を監査する。内部監査室はその結果を取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
  - 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制  
当社は、次の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
    - 全役員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図る。この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
    - 取締役会は、中期経営計画を具体化するために、中期経営計画に基づき、毎期、各事業部毎の業績目標と予算を策定する。
    - 各事業部を統括する本部長は各事業部が実施すべき具体的な施策および効率的な業務体制を決定する。
    - 各部門を担当する取締役は、本部長よりの指示に基づき実施すべき具体的な施策を決定し、実行する。
    - 取締役会は、毎月、月次業績の結果を検討し、担当取締役に目標達成のための分析および施策を報告させる。
    - 前項の協議を踏まえ、各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を改善する。
  - 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
    - 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、グループ各社全体の内部統制を担当する部署を当社総務人事部とする。総務人事部は当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
    - 当社取締役、部長およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
    - 当社が内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。
  - 監査役がその職務の補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、使用人に対し業務監査に必要な事項を命令することが出来るものとし、監査役より業務監査に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
  - 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制  
    - 取締役および使用人は、監査役会の定めることに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
      - 取締役会、経営協議会で決議された事項
      - 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
      - 毎月の経営状況として重要な事項
      - 内部統制システム、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
      - 重大な法令・定款違反
      - 内部通報制度の運用および報告の内容
      - その他コンプライアンス上重要な事項
    - 使用人は前項b、d、e、f、gに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することが出来る。
  - その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、社長および監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方  
当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底しております。
- 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
当社グループは、反社会的勢力に向けた取り組みについては、法令および企業倫理に則り対応することが重要であるとの認識にたち、平素より警察等の外部専門機関との連携および反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めております。また、役員・従業員への啓蒙活動を行い、さらなる社内体制の整備、強化を図ってまいります。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

## 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、当社の経営にあたっては、飼料業界および畜産業界における幅広いノウハウと豊富な経験ならびに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様と長期的に継続して当社に投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。これらの取組みは、本基本方針の実現に資するものと考えております。

## (1) 当社経営理念

当社は、昭和24年の設立以来「顧客の要求を見つけたしこれを満たす」という社訓を原点に企業としての社会的責任を全うし、飼料を通じて食生活に潤いと安全・安心をお届けし、価値の創造、需要の掘り起こしを図ってまいります。

## (2) 当社経営基本方針

当社は、経営理念を具現化するため、下記に取組んでおります。

- a 顧客の要望(安全・安心)を満たす工場展開を推進する。
- b 自社工場の特性ある設備で特性ある製品の提供を行い顧客に貢献する。
- c 顧客の多彩な要望に応える商品開発のため、研究技術力の向上を図る。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第61期定時株主総会にて、買収防衛策を導入し、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において株主の皆様のご承認を受け、一部変更を加えた上で買収防衛策を継続いたしております。

## (1) 買収防衛策導入の目的

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、買付に応じるべきか否かを、株主の皆様と判断していただき、また当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが不可欠との結論に至りました。

## (2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、(a)大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)大規模買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様と当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていただくための手続です。その概要は以下のとおりです。

## ア. 対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為といたします。

## イ. 意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び意向表明書をご提出いただきます。

## ウ. 情報の提供

取締役会は、上記イの意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様との判断及び取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供していただくべき必要かつ十分な情報のリストを交付します。

## エ. 当社の意見の通知・開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめます。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## オ. 株主意思の確認

取締役会が上記エにおいて大規模買付行為に対する対抗措置を取ることが相当であると判断した場合は、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を開催し株主意思確認総会の決議の結果に従い、対抗措置を発動するか否かを決するものとします。

## (3) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

## ア. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより株主の皆様を説得することと、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等を考慮の上、ご判断いただくこととなります。

## イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として対抗措置を取ることがあります。当社が発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当といったします。対抗措置を発動することの是非については取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことができるものとします。

## (4) 株主・投資家に与える影響

## ア. 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

## イ. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様と与える影響

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

## (5) 有効期間、継続、廃止及び変更

買収防衛策の有効期間は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、継続(一部修正した上での継続を含む。)については別途平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の承認を経ることとします。但し、有効期間の満了前であっても、(a)当社株主総会において買収防衛策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は(b)当社取締役会において買収防衛策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。

## (6) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

買収防衛策は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿ったものであります。特に、買収防衛策は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会にて継続することについて株主の皆様のご意思をお諮りしたこと、その内容として買収防衛策を発動する際には株主意思確認総会において是非を株主の皆様にご判断いただくこととする合理的な客観的要件が設定されていることにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

### 適時開示体制の概要

#### 1. 情報開示の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に正確な情報を適時適切に開示することが上場会社の果たす責任であると認識しております。そのため、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を与える決定事項、発生事項、決算に関する情報等が発生した場合、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づく情報開示に努めております。

#### 2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、情報開示担当部署を総務人事部とし、総務人事部を統括する管理本部長を情報取扱責任者として、開示情報の一元管理を行っております。

当社および子会社において適時開示を必要とする会社情報が発生した場合には

- (1) 当該部門責任者及び子会社の責任者が総務人事部に報告。
- (2) 総務人事部長が情報の収集及び確認を行う。
- (3) 総務人事部長の報告により情報取扱責任者の管理本部長が適時開示を取締役社長に報告。
- (4) 取締役会において適時開示の決議を行う。

また、適時開示規則に則り

- a 「決定事実に関する情報」については取締役会により重要事項の決議が行われた時点においては速やかに適時開示を行う。
- b 「発生事実に関する情報」については、会社が発生を認識した時点で情報取扱責任者による報告のもと取締役会を開催し、取締役会の決議をもって適時開示を行う。

更に、適時開示業務の執行状況の適法性について、監査役が監査を行っております。